

●表 5-4 ● 感染症の種類（感染症法に基づく分類，令和 3（2021）年 3 月現在）

	感染症名など	性 格
感染症類型	1 類感染症 ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘 瘡 ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱	感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性がきわめて高い感染症
	2 類感染症 ・急性灰白髄炎 ・結 核 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（SARS） ・鳥インフルエンザ（H5N1） ・鳥インフルエンザ（H7N9） ・中東呼吸器症候群（MERS）	感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症
	3 類感染症 ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス	感染力、罹患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症
	4 類感染症 ・E 型肝炎 ・A 型肝炎 ・黄 熱 ・Q 熱 ・狂犬病 ・炭 疽 ・鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1,H7N9）を除く） ・ボツリヌス症 ・マラリア ・野兔病 ・その他の感染症（政令で規定）	動物、飲食物などの物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれのある感染症（人から人への伝染はない）
	5 類感染症 ・インフルエンザ（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く） ・ウイルス性肝炎（E 型肝炎および A 型肝炎を除く） ・クリプトスポリジウム症 ・後天性免疫不全症候群 ・性器クラミジア感染症 ・梅 毒 ・麻 疹 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・その他の感染症（省令で規定）	国が感染症発生動向調査を行い、その結果などに基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症
新型インフルエンザ等感染症	・新型インフルエンザ ・再興型インフルエンザ ・新型コロナウイルス感染症 ・再興型新型コロナウイルス感染症	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザが、世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものが再興したものと同型ともに、全国的かつ急速なまん延により国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの
指定感染症	政令で 1 年間に限定して指定される感染症	既知の感染症のなかで上記 1～3 類、新型インフルエンザ等感染症に分類されない感染症で 1～3 類に準じた対応の必要が生じた感染症
新感染症	当 初 都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て個別にに対応する感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状などが明らかに異なり、その感染力、罹患した場合の重篤度から判断した危険性がきわめて高い感染症
	要件指定後 政令で症状などの要件指定をしたあとに 1 類感染症と同様の扱いをする感染症	

（厚生労働統計協会 編：国民衛生の動向 2021/2022，厚生労働統計協会，2021）

措置が講じられる。

e. 病原体等の管理体制の確立

病原体を一種病原体などから四種病原体などに分類し、それに応じて所持や輸入の禁止，許可，届出，基準の遵守などを定めている。

f. 感染症発生動向調査事業

感染症法に基づき、感染症法に規定された疾患の患者が、全国でどのくらい発生したのかを調査集計している。診断した医師に全数届出を求める「**全数把握対象疾患**」と指定届出機関（定点医療機関）で診断された患者の報告を求める「**定点把握対象疾患**」を定めている。これによる平成 11（1999）年から令和元（2019）年までの主な感染症者の動向を表 5-5 に示す。

●表 5-5 ● 感染症法に基づく感染症発生動向調査（1999～2019 年）

分 類	感染症	傾 向
1 類感染症		届出はない
2 類感染症	急性灰白髄炎	平成 18（2006）年以降、年間に 0～2 件が届出があるが、平成 26（2014）年以降の届出はない
	結 核	平成 19（2007）年以降、年間に 21,672～31,483 件の届出があり、平成 24（2012）年以降は減少傾向である
3 類感染症	ジフテリア	平成 11（1999）年に 1 件の届出があり、以降の届出はない
	コレラ	年間に 3～86 件の届出があり、平成 24（2012）年以降は年間に 9 件以下である
	細菌性赤痢	年間に 121～844 件の届出がある
	腸管出血性大腸菌感染症	年間に 2,999～4,617 件の届出がある
	腸チフス	年間に 21～86 件の届出がある
4 類感染症	パラチフス	年間に 14～91 件の届出がある
	A 型肝炎	年間に 115～926 件の届出がある
	デング熱	年間に 9～461 件の届出がある
5 類感染症	レジオネラ症	年間に 56～2,316 件の届出があり、増加傾向である
	B 型肝炎	年間に 174～510 件の届出がある
	C 型肝炎	年間に 27～136 件の届出がある
	エイズ（AIDS）	年間に 215～486 件の発症者の届出があり、無症候性キャリアも含めて横ばいである
	風 疹	平成 20（2008）年以降、年間に 87～14,344 件の届出があり、届出人数の増減が大きい
	麻 疹	平成 20（2008）年以降、年間に 35～11,013 件の届出があり、届出人数の増減が大きい

注：疾患により報告開始年度が異なる。

(2) 検疫法による対策

国内に常在しない感染症の病原体が、船舶または航空機を介して国内に侵入しないように検疫を実施している。

a. 検 疫

国際間の感染症拡大防止のためには、国際間での協調協力が必要なため、WHO（世界保健機関）が国際保健規則を定め、各国ともこれに基づいて検疫を実施している。わが国も**検疫法**を制定し、検疫法で定める「港」および「飛行場」で、厚生労働省から任命された検疫官が検疫業務を行っている。

全数把握対象疾患

1 類から 4 類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者と厚生労働省令で定める 5 類感染症の患者

定点把握対象疾患

厚生労働省令で定める 5 類感染症の患者と 2 類から 5 類感染症の疑似症のうち、厚生労働省令で定める患者

検疫業務

- ① 検疫感染症に対する情報の収集および提供
- ② 検疫の実施
- ③ 患者の隔離収容、感染のおそれのある者の停留、物件の消毒
- ④ 申請に基づく業務
- ⑤ 港湾区域の衛生管理
- ⑥ 海外渡航者等に対する健康相談